

# 飼料製造業者届出事項変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 静岡県

氏名

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

## 記

### 1 変更した事項

- (1) 代表者
- (2) 社名又は住所
- (3) 飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- (4) 飼料を製造する事業場の追加又は削除
- (5) 販売業務を行う事業場の所在地
- (6) 販売業務を行う事業場の追加又は削除
- (7) 飼料を保管する施設の所在地
- (8) 飼料を保管する施設の追加又は削除
- (9) 製造に係る飼料の種類  
追加) (又は削除)

飼料の種類

(10) 製造する飼料の原材料の追加又は削除  
追加) (又は削除)

原料又は材料の種類	
	飼料添加物

(11) 製造施設の追加又は削除

2 変更した年月日

(1) 年 月 日

(2) 年 月 日